

### 第 4 3 号議案

足立区高齢者作業所条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

平成 1 8 年 2 月 2 2 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区高齢者作業所条例の一部を改正する条例  
足立区高齢者作業所条例（昭和 5 9 年足立区条例第 4 6 号）の一部を  
次のように改正する。

第 2 条の表を次のように改める。

名称 足立区西保木間高齢者作業所

位置 東京都足立区西保木間一丁目 8 番 2 号

第 5 条各号列記以外の部分中「各号の一」を「各号のいずれか」に改  
める。

第 9 条を削り、第 1 0 条を第 9 条とする。

付 則

この条例は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

梅田高齢者作業所等を廃止するとともに、地方自治法の改正に伴い、  
規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。